

## 入札説明書

- 1 入札物件の詳細は、車両台帳をご覧ください。
- 2 入札参加者は、本説明書を熟読の上、入札してください。
- 3 入札参加者は、入札に関し本組合の担当職員の指示に従ってください。
- 4 入札は、所定の入札書により封書にて簡易書留により提出してください。
- 5 入札書は、入札者の住所、氏名（法人にあっては、商号名称及び代表者名）を記入の上、押印してください。
- 6 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - (1) 入札に参加する資格がない者（ア～クのいずれかに該当する者）のした入札
    - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
    - イ 政令第167条の4第2項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から2年を経過していない者
    - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
    - エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから公告日までの期間において2年を経過していない者及び入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
    - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始決定がされていないもの
    - カ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの
    - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及び警察当局から排除要請がある者
    - ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及び当該団体に属する者
  - (2) 予定価格に達しない入札
  - (3) 一物件の入札で2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
  - (4) 入札書に記載した金額を訂正しているもの
  - (5) 入札書の入札金額及び氏名（法人にあっては、商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのものその他主要な事項が識別しがたいもの

- (6) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正行為があった者の入札
  - (7) 公告又は本説明書に記載された事項に違反した入札
  - (8) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の入札
  - (9) 入札書が到達期限まで到達しない場合
- 8 入札書の開札を執行する際、入札参加者又は代理人は、開札に立ち会うことができるものとします。ただし、入札参加者が立ち会わない場合、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせるものとします。
- 9 落札者は、開札の結果、本組合の予定価格以上の最高のものをもって入札した者を落札者としてします。ただし、落札者となる入札者が同価格で2人以上ある場合は、直ちにくじ引きによって落札者を定めます。
- 10 落札者が、落札決定の日から起算して7日以内に売買契約（議会の議決を要する契約については、仮契約）を締結しない場合は、その落札は無効となります。
- 11 落札者は、売買代金を、本組合が交付する納入通知書に記載された期限までに納めなければなりません。
- 12 売り払い車両は現状渡しであり、契約締結後、本組合は当該車両に対して一切の責任を負わないものとします。また、買受人は当該車両に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。
- 13 落札者は、車両の引渡しに関するすべての手続き、費用（名義変更手数料、法定費用等）及び車検登録検査費用を負担するものとします。
- 14 車両に表示されている文字は、車両引渡し後、車両台帳内の留意事項に記載のとおり完全に消去して使用してください。
- 15 14により消去した状態を写真撮影し、車両引渡しの日から起算して10日以内に本組合あてに提出すること。提出する写真は、消去した車両部分が確認できるように撮影すること。
- 16 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を同封すること。

# 入札書

令和 年 月 日

東葛中部地区総合開発事務組合管理者 あて

入札者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

代理人氏名

⑨

東葛中部地区総合開発事務組合財務規則その他関係法令の定めるところに従い、入札説明書及び契約に関する事項を承認の上、次の金額をもって入札します。

(消費税及び地方消費税の額抜き金額を記載)

金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札物件

物件番号	車名・形状

注1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付ける。

2 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

東葛中部地区総合開発事務組合公用車売却一般競争入札提出用封筒  
(表面)

(簡易書留)

〒277-0825

千葉県柏市布施281番地の1

東葛中部地区総合開発事務組合 行

物件番号：1

(裏面)

〒

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

- 注 1 封筒の大きさは、自由とする。  
2 縦書きによる記載も可とする。  
3 物件についての入札書を入れること。

令和 年 月 日

# 委任状

東葛中部地区総合開発事務組合 管理者 あて

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

私は都合により

印
---

を代理人と定め、下記

物件の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

## 記

入札物件

物件番号	車名・形状